第二章　一般振替機関（第一条の二―第三十七条）
第三章　［略］
附則
（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）
第一条の二　法第三条第一項第四号イに規定する主務省令で定めるものは、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（電子記録債権法施行規則の一部改正）
第二条　電子記録債権法施行規則（平成二十年内閣府法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（指定の申請等） **第二十二条**　［略］ 2　法第五十一条第一項第四号イに規定する主務省令で定める者は、精神の機能の障害のため電子債権記録業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 3・4　［略］ （商号等の変更の届出） **第三十三条**　［略］ 2　前項の書面には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。 一　［略］ 二　法第五十二条第一項第四号に掲げる事項の変更　次に掲げる書類 ［イ～ニ　略］	（指定の申請等） **第二十二条**　［同上］ ［項を加える。］ 2・3　［同上］ （商号等の変更の届出） **第三十三条**　［同上］ 2　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ ［イ～ニ　同上］

第二章　一般振替機関（第二条―第三十七条）
第三章　［同上］
附則
［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（電子記録債権法施行規則の一部改正）
第二条　電子記録債権法施行規則（平成二十年内閣府法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（指定の申請等） **第二十二条**　［略］ 2　法第五十一条第一項第四号イに規定する主務省令で定める者は、精神の機能の障害のため電子債権記録業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 3・4　［略］ （商号等の変更の届出） **第三十三条**　［略］ 2　前項の書面には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。 一　［略］ 二　法第五十二条第一項第四号に掲げる事項の変更　次に掲げる書類 ［イ～ニ　略］	（指定の申請等） **第二十二条**　［同上］ ［項を加える。］ 2・3　［同上］ （商号等の変更の届出） **第三十三条**　［同上］ 2　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ ［イ～ニ　同上］

ホ　第二十二条第四項第六号に掲げる書面
三　［略］
（届出事項）
第四十二条　電子債権記録機関は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を法務大臣及び金融庁長官に届け出るものとする。
一　［略］
二　第二十二条第四項第六号に掲げる書面の記載事項に変更があったとき（当該変更が電子債権記録機関の取締役又は執行役の氏名の変更による場合を除く。）。
三　第二十二条第四項第七号に掲げる書面の記載事項に変更があったとき。
［四～七　略］
［2・3　略］

別表第三（第四十二条関係）

届出事項	添付書類
［略］	
第二十二条第四項第六号又は第七号に掲げる書面の記載事項の変更	［略］
［略］	

ホ　第二十二条第三項第六号に掲げる書面
三　［同上］
（届出事項）
第四十二条　［同上］
一　［同上］
二　第二十二条第三項第六号に掲げる書面の記載事項に変更があったとき（当該変更が電子債権記録機関の取締役又は執行役の氏名の変更による場合を除く。）。
三　第二十二条第三項第七号に掲げる書面の記載事項に変更があったとき。
［四～七　同上］
［2・3　同上］

別表第三（第四十二条関係）

届出事項	添付書類
［同上］	
第二十二条第三項第六号又は第七号に掲げる書面の記載事項の変更	［同上］
［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

内閣府
法務省令第二号
財務省

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第三条第一項第四号イの規定に基づき、特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年十一月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　三好　雅子
財務大臣　麻生　太郎